

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマ ー連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	348,000千円 H27.12.31まで	H21.7.24 ネービー ドーで (同日)	日本側 野川保晶在ミヤン マー大使 側 ソー・ター ミ国家計画・経済開発大臣	H21.8.7 414号
ミャンマー	サイクロン「ナルギス」被災地 小学校兼サイクロンシェルター 建設計画のための贈与に関する政 府と日本国政府との間の交換公文	サイクロン「ナルギス」被災地小学校兼サイクロンシ ェルター建設計画を実施するために必要な生産物及び 役務の購入	581,000千円 H25.8.31まで	H21.12.4 ネービー ドーで (同日)	日本側 野川保晶在ミヤン マー大使 側 ソー・ター ミ国家計画・経済開発大臣	H21.12.17 578号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。